

目次

Contents

第1章 保険業法等	10
第1節 生命保険・損害保険に関する法律	10
第2節 保険業法	11
1. 生命保険と損害保険	11
2. 情報提供義務	11
3. 保険募集に該当する行為	12
4. 保険契約の締結等に関する禁止行為	13
5. 情報提供および意向把握・意向確認に関するルール	14
6. クーリングオフ(契約申込撤回等請求権)	15
第3節 取引ルールに関するその他の法律	17
1. 消費者契約法	17
2. 金融商品販売法(金融商品の販売等に関する法律)	18
3. 金融商品取引法	18
4. 個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)	19
5. 犯罪収益移転防止法(犯罪による収益の移転防止に関する法律)	20
第4節 保険法	21
第5節 保険会社の経営の健全性	22
1. 保険会社の財務の健全性を判断する指標	22
2. 早期是正措置	23
3. ディスクロージャー事項	24
第6節 保険契約者保護	25
1. 生命保険契約者保護機構	25
2. 破綻から保険契約の継続が図られるまでの流れ	28
3. 生命保険会社による契約条件の変更の申し出	32
第7節 少額短期保険業	34
第8節 共済	37
第2章 保険約款の読み取り	40
第1節 保険約款	40
第2節 告知・診査	40
1. 告知義務	41
2. 告知義務違反と保険契約の解除	42

第3節 責任開始期(日)・保険契約の効力	42
1. 契約の承諾・責任開始期	42
2. 契約の失効と復活	44
3. 一時的に資金が必要なとき・保険料の払い込みが困難な場合	47
第4節 保険金・給付金の支払い等	48
1. 死亡保険金	48
2. 災害死亡保険金・障害給付金	48
3. リビング・ニーズ特約と保険金請求	48
4. 保険金受取人の変更	49
第5節 高度障害保険金と保険料払込免除	51
1. 高度障害保険金	52
第3章 主な生命保険の商品性	53
第1節 死亡保障と貯蓄性や投資性のある保険	53
1. 定期保険(特約)	53
2. 収入保障保険(特約)	55
3. 終身保険(特約)	56
4. 定期保険特約付終身保険	62
5. 利率変動型積立終身保険(アカウント型保険・自由設計型保険)	63
6. 養老保険	64
7. こども保険(学資保険)	65
第2節 変額保険	66
1. 有期型	67
2. 終身型	67
第4章 個人年金保険	68
第1節 個人年金保険の基礎	68
第2節 個人年金保険の種類	69
1. 終身年金、確定年金、有期年金、夫婦年金	69
2. 予定利率変動型個人年金保険	71
3. 外貨建て個人年金保険	71
4. 生存保障重視型年金・トンチン年金	72
第3節 変額個人年金保険	72
1. 変額個人年金保険の概要	72
2. 変額個人年金保険の種類	73

第5章	第3分野・その他の保険	80
第1節	第3分野の保険	80
第2節	医療保険等	80
	1. 医療保険・各種特約	81
	2. がん保険(特約)	83
第3節	生前給付型保険	84
	1. 特定(三大)疾病保障保険(特約)	84
	2. 就業不能保険(特約)	85
	3. 介護保障保険(特約)	85
第4節	その他の保険・各種特約など	86
	1. 引受基準緩和型保険・無選択型保険	87
	2. その他各種特約	88
第6章	保険証券・提案商品の読み取り	92
第1節	保険証券の読み取り	92
	1. 保険証券読み取りの手順と注意点	92
第2節	提案書(商品)の読み取り	96
	1. 提案書(商品)読み取りのポイント	96
第7章	個人の生命保険設計	104
第1節	個人の必要保障額	104
	1. 死亡保障	104
	2. 医療保障	105
	3. 生前保障	106
第2節	公的年金	107
	1. 老齢給付	107
	2. 障害給付	109
	3. 遺族給付	109
	4. 併給調整	111
第3節	団体信用生命保険	114
第4節	財形貯蓄保険と団体定期保険	115
	1. 財形貯蓄保険	115
	2. 団体定期保険(Bグループ保険)	115
第5節	総合福祉団体定期保険	116
第6節	確定拠出年金、国民年金基金、小規模企業共済	118
	1. 確定拠出年金の個人型年金(愛称「iDeCo」:イデコ)	118
	2. 確定拠出年金の企業型年金	120
	3. 国民年金基金	122
	4. 小規模企業共済	123

第8章	生命保険と税金(個人契約)	125
第1節	生命保険料控除	125
	1. 生命保険料控除の概要	125
	2. 控除の対象となる保険契約	126
	3. 生命保険料控除の金額	127
	4. 生命保険料控除の対象となる保険料(新・旧契約共通項目)	128
	5. 生命保険料控除を受ける手続き	129
第2節	医療費控除	132
	1. 医療費控除の概要	132
	2. 医療費控除の対象となる要件と支出内容	132
	3. 医療費控除の対象となる金額	132
	4. セルフメディケーション税制との選択適用	133
第3節	保険金等の税務	135
	1. 保険金等の課税関係	135
	2. 所得税等・贈与税・相続税の課税対象額	136
	3. 非課税の保険金・給付金	138
第4節	年金の税務(雑所得)	140
	1. 年金の課税関係	140
	2. 年金開始後の受取人の死亡等	143
第5節	保険に関する調書	150
	1. 保険に関する支払調書	150
	2. 支払調書の改正点	150
第9章	相続設計	153
第1節	生命保険を活用した相続設計	153
	1. 相続設計としての生命保険の活用	153
	2. 相続設計に適した生命保険の種類	154
第2節	死亡保険金の非課税金額と相続人ごとの課税額	155
	1. 相続税の課税対象となる契約形態	155
	2. 死亡保険金の非課税金額	155
	3. 相続人	156
第3節	代償分割	157
	1. 代償分割の概要	157
	2. 代償分割の活用場面	157
	3. 代償交付財産	157
	4. 課税関係	158
第4節	二次相続設計	160
	1. 二次相続設計と生命保険の活用	160
	2. 生命保険契約に関する権利	161

第5節 生前贈与の留意点	163
1. 契約形態	163
2. 死亡保険金の契約形態別の税金の負担	163
3. 暦年贈与により生命保険契約を締結	164
第6節 生命保険信託	166
1. 生命保険信託の概要	166
2. 相続との関係	166
第10章 法人のリスクマネジメント	168
第1節 法人の主なリスク	168
1. 財務リスクの主な内容	168
2. 災害・事故リスクの主な内容	168
3. 法令リスクの主な内容	168
4. 人的リスクに対する主な内容	169
第2節 事業保障資金の考え方と必要保障額	169
1. 事業保障資金としての必要保障額の計算	169
第3節 従業員の福利厚生と税務	170
1. 従業員の福利厚生と税務	170
第4節 退職金・弔慰金の税務	170
1. 退職金	170
2. 弔慰金	171
第5節 中小企業退職金共済制度(中退共)	173
第6節 役員退職慰労金規程	175
1. 役員退職慰労金規程	175
第11章 生命保険と税金(法人契約)	181
第1節 法人契約の生命保険と経理仕訳	181
1. 保険契約取引情報と決算書	181
2. 仕訳の仕方	182
第2節 定期保険の税務(仕訳)	185
1. 定期保険の契約形態と経理処理	185
2. 定期保険の経理処理	185
第3節 定期保険(最高解約返戻率が50%超)の税務(仕訳)	186
1. 定期保険の経理処理(最高解約返戻率が50%超)	186
第4節 従来の長期平準定期保険の税務(仕訳)	190
1. 従来の長期平準定期保険の要件と契約形態・経理処理	190
第5節 従来の逡増定期保険の税務(仕訳)	191
1. 従来の逡増定期保険の要件と契約形態・経理処理	191

第6節 終身保険の税務(仕訳)	192
1. 終身保険の契約形態と経理処理	192
2. 終身保険の経理処理	192
第7節 養老保険の税務(仕訳)	193
1. 養老保険の契約形態と経理処理	193
2. 養老保険の経理処理	193
3. 養老保険の普遍的加入	194
第8節 第3分野保険の税務(仕訳)	196
1. 第3分野保険の契約形態と経理処理	196
第9節 従来の終身がん保険の税務(仕訳)	200
1. 従来のがん保険の契約形態と経理処理	200
第10節 個人年金保険の税務(仕訳)	201
1. 個人年金保険の契約形態と経理処理	202
2. 個人年金保険の経理処理	202
第11節 名義変更した保険契約の税務(仕訳)	203
1. 法人契約を個人契約に変更する場合	203
2. 個人契約を法人契約に変更する場合	204
3. 法人契約を他の法人契約に変更する場合	205
第12章 損害保険の制度と仕組み	207
第1節 損害保険の分類	207
1. リスクに応じた保険	207
2. 損害保険の基本	207
第2節 基本用語	208
第3節 保険料の仕組み	209
1. 保険料の基本原則	209
2. 保険料の構成	210
第4節 損害保険契約者保護機構	211
第5節 損害賠償と関連法	215
1. 不法行為責任・債務不履行責任	215
2. 失火責任法(失火の責任に関する法律)	215
3. 製造物責任法(PL法)	216
第13章 主な損害保険の商品性	218
第1節 火災保険	218
1. 保険の対象等	218
2. 火災保険の補償内容	221
3. 支払保険金	224

第2節 地震保険	227
1. 地震保険の補償内容	227
2. 地震保険の契約	229
第3節 店舗休業保険	233
第4節 自動車保険	236
1. 自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)	236
2. 任意の自動車保険	239
3. フリート契約	242
第5節 傷害保険・所得補償保険	246
1. 傷害保険	247
2. 国内旅行・海外旅行傷害保険	249
3. 所得補償保険	250
第6節 賠償責任保険・その他の保険	251
1. 賠償責任保険	251
2. 労働災害総合保険	252
3. その他の保険	253
第14章 損害保険と税金	255
第1節 地震保険料控除	255
1. 地震保険料控除の要件等	255
2. 地震保険料控除を受ける手続き	256
第2節 雑損控除と災害減免法	258
1. 雑損控除	258
2. 災害減免法	259
第3節 個人の損害保険金および損害賠償金の税務	260
1. 火災保険	260
2. 傷害保険	260
3. 自動車保険	261
4. ゴルフアー保険	261
5. 満期返戻金	262
6. 損害賠償金	262
第4節 年金払積立傷害保険の権利の評価	263
1. 年金払積立傷害保険の概要	263
2. 年金払積立傷害保険の権利の評価	263
第5節 個人事業主の保険料の税務	264
1. 個人事業主と保険料	264
2. 保険料の経理処理	265

第6節 個人事業主の受取保険金等の税務	266
1. 火災保険	266
2. 傷害保険	266
3. 自動車保険	267
4. 満期返戻金	267
5. 損害賠償金	267
第7節 法人の保険料の税務	267
1. 法人と保険料	267
2. 保険料の経理処理	268
第8節 法人の受取保険金等の税務	268
1. 火災保険	268
2. 傷害保険	269
3. 自動車保険	269
4. 満期返戻金	269
5. 損害賠償金	269
第9節 法人の積立普通傷害保険の経理処理	271
1. 加入時の経理処理	271
2. 満期返戻金受取時の経理処理	272
3. 死亡保険金受取時の経理処理	273
第10節 法人の介護費用保険の経理処理	276
1. 介護費用保険の保険料の取り扱い	276
2. 介護費用保険の保険金の取り扱い	277
第11節 圧縮記帳	277
1. 圧縮記帳の仕組み	277
2. 圧縮限度額と代替建物の帳簿価額	278

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(復興財源確保法)に基づく復興特別所得税、並びに、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(地方財確法)に基づく「個人の道府県民税及び市町村民税の税率の特例」(個人住民税の均等割加算)については、本書では特に断りのない限り、考慮しないものとする。

この章のポイント

- 生命保険や損害保険は消費者にとって複雑な仕組みの金融商品のため、さまざまな法律によって規制されている。
- 保険会社や少額短期保険業者等を金融庁が監督する際に基本としている法律が「保険業法」である。
- 取引ルールに関するその他の法律として「消費者契約法」「金融商品販売法」「金融商品取引法」のほか、「個人情報保護法」「犯罪収益移転防止法」による規制がある。
- 従前の商法の規定を拡大する形で、契約者等の保護を目的に、保険会社と契約者との間の契約ルールを定めた法律が「保険法」である。
- 保険会社が破綻した際には契約者に大きな不利益が生じるため、保険会社の財務の健全性を判断する指標についてあらかじめ把握しておき、破綻の予兆を捉えることが重要である。
- 保険会社が破綻した際には保険契約者保護機構による保護が受けられるが、破綻前に予定利率を変更することで破綻を回避する手続き等が整備されている。
- 少額短期保険業とは、保険期間が2年以内であって、保険金額が1,000万円を超えない範囲内の保険のみ引き受けを行う事業をいう。
- 共済契約については、保険会社の契約者と同じ「保険法」が適用され、保険契約と共通のルールの下で契約者保護が図られている。

第1節 生命保険・損害保険に関する法律

保険募集人が遵守すべき法律には、保険会社の運営やルールなどについて定めた保険業法その他関連する法律として保険法、消費者契約法、金融商品販売法、金融商品取引法、犯罪収益移転防止法などがある。

保険業法では、保険事業・保険販売が正しく行われるようルールを定めている。他方、保険法では、保険会社と契約者との間の契約ルールを定めており、それぞれの規定が契約者の保護を図っている。

消費者契約法や金融商品販売法においては、消費者が複雑化する多様な金融商品等の選択を正しく判断できるよう、販売する側に重要事項の説明等を義務付け、消費者の保護を図っている。

個人情報保護法では、個人情報の取扱事業者に対し、その取り扱いのルールを定め、個人情報の保護を図っている。

また、犯罪収益移転防止法では、金融機関を含む特定事業者が取引の確認・記録を行うことにより、マネーロンダリングの防止を図っている。

第2節 保険業法

保険業法は、保険業者を監督する上で基本となる法律であり、保険業を行う保険会社や少額短期保険業者等に関する監督と保険募集に関する監督などについて規定している。

募集活動に直結する「保険募集に関する監督」では、募集従事者に対する登録や保険募集の際の禁止行為、金融庁が保険業者等に対して行う検査・命令、クーリングオフ制度などに関する事項が定められ、さらに2014年に情報提供義務、意向把握義務、保険募集人の体制整備義務を規定している。

1. 生命保険と損害保険

生命保険と損害保険では事業を営むための免許（保険業法第2条、第3条）が異なり、同じ保険会社で生命保険事業と損害保険事業を兼営できない。ただし、子会社として参入はできる。

■ 生命保険と損害保険

	生命保険		損害保険
免許	生命保険業（第1・第3分野の保険）		損害保険業（第2・第3分野の保険）
保障の分類	第1分野の保険（生命保険）	第3分野の保険（傷害疾病保険）	第2分野の保険（損害保険）
保険種類	人の生存または死亡に関し一定の保険給付を行う保険で定期保険、終身保険、養老保険、個人年金保険、変額個人年金保険など	「傷害疾病定額保険*1」 医療保険、がん保険、傷害保険、介護保険など 「傷害疾病損害保険*2」 医療費用保険、介護費用保険など	偶発の事故によって損害が発生した場合、実際の損害額に応じて保険金を支払う保険で自賠責保険、自動車保険、火災保険など
保険金（給付額）	定額	定額または実損額	実損額
保険募集人 保険代理店	内閣総理大臣（金融庁長官）の登録		
契約締結権	媒介はなし	通常、損害保険代理店にはあり	
告知受領権	媒介はなし	通常、損害保険代理店にはあり	
その他	保険募集人・代理店は生命保険募集・損害保険募集の両方が可能		

*1 人の傷害疾病に関し、一定の金額を支払う保険であり、被保険者の傷害疾病による死亡・後遺障害・要介護・手術・入院・通院等の給付事由が発生した場合、生命保険と同様に契約時に定めた金額が保険金として支払われる定額払いの保険。

*2 被保険者が傷害疾病によって生じた治療費用、介護費用の負担や所得喪失などの損害を被った場合、損害保険と同様に保険金額を限度に損害額に応じて保険金が支払われる実損填補の保険。

出所：（公財）生命保険文化センター「生命保険・相談マニュアル」を基に作成

2. 情報提供義務

保険募集人が保険募集を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次の事項を明らかにしなければならない。なお、保険業法第294条第1項の情報提供義務については後述する。

(1) 顧客に保険募集する際に明らかにすべき事項

- ① 保険募集人の所属保険会社等の商号、名称または氏名
- ② 自己が所属保険会社等の代理人として保険契約を締結するか、保険契約の締結を媒介するかの別

③ その他内閣府令で定める事項

- a) 保険募集人の商号・名称または氏名
- b) 再委託者から再委託を受けるときは再委託者の商号または名称

「顧客」とは、保険募集人が保険契約の締結の代理または媒介を行うに当たっての保険契約の締結の相手方である保険契約者を指し、「保険募集」とは、保険業法第2条第26項において保険契約の締結の代理または媒介を行うことをいう。

(2) 保険契約の締結の「代理」と「媒介」の違い

① 代理

保険会社を代理して保険会社のために保険契約の締結を行う。代理の場合は、保険募集人が承諾すればその契約が成立し、その効果が保険会社に帰属する。

② 媒介

保険会社と保険契約者との間に立って保険契約の仲介を行う。申し込みの勧誘も認められている。なお、金融庁監督指針(Ⅱ-4-2-2(3)④)では、自らが取り扱える保険会社の数等(範囲)の情報を提供しなければならない。

生命保険募集人には、通常、契約の締結権限が与えられておらず、保険募集人の役割は媒介となり、保険会社が契約の引き受けを「承諾」して、初めて契約の効力が生じる(約款の定めである責任開始は考慮しない)。これは、保険会社が「告知書」や「健康診断の結果」を精査し、引き受けの可否や引き受け条件を決定する必要があるためである。

一方、損害保険募集人には、通常、契約の代理権(締結権限)が与えられており、保険募集人が契約を締結すれば、その日から契約の効力が生じる。例えば、自動車保険契約では、保険募集人が保険契約申込書を受け取り、保険料を受領すると、契約直後に発生した事故でも保険金の支払い対象となる。

3. 保険募集に該当する行為**(1) 保険募集に該当する行為**

- ① 対面・非対面を問わず、顧客に情報提供や働きかけを行い、保険加入を勧めること。
非対面とは電話による保険募集等、顧客と直接対面しないことをいう。
- ② 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の説明
- ③ 保険契約の申し込みの受領
- ④ その他保険契約の締結の代理・媒介(次のa)、b)に照らして前記①～③に該当すると総合的に判断される比較サイト*¹や紹介行為等*²)
 - a) 保険募集人と一体性・連続性を推測させる事情があること
 - b) 具体的な保険商品の推奨・説明を行っていること

*¹ 比較サイト等において、希望する保障(補償)内容や保険料等の条件を入力すると複数の保険会社の商品間における当該条件に基づいた比較内容が表示されるインターネットサイト等をいう。

*² FPや各士業、不動産業者等が、自らの顧客を保険会社や代理店等に保険契約の見込客として紹介する行為。これらの行為は保険業者等から報酬を得て行う場合、保険募集に該当する場合がある。

(2) 募集関連行為

「募集関連行為」とは、見込客を探し出すことから契約成立に至るまでの広い意味における保険募集プロセスのうち保険募集に該当しない行為をいう。

「募集関連行為」に対して直ちに募集規制が適用されるわけではないが、保険会社または保険募集人が第三者に委託する場合、第三者が不適切な行為を行わないよう留意する必要がある。

(3) 募集行為に該当しない行為

次の行為のみを行う場合は、保険募集行為・募集関連行為のいずれにも該当しない。

- ① 保険業者または保険募集人の指示を受けて行う商品案内チラシの単なる配布
- ② コールセンターのオペレーターが行う事務的な連絡の受付や事務手続等についての説明
- ③ 金融商品説明会における一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明
- ④ 保険業者または保険募集人の広告を掲載する行為

4. 保険契約の締結等に関する禁止行為

保険業法では保険契約者等の保護や保険募集の公正を図るために、保険募集を行う保険募集人に対して禁止行為を定めている。これらの禁止行為が行われた場合、保険業法の規定により行政処分等を受けることになる。

(1) 保険募集に関する禁止行為

- ① 虚偽の説明
契約者または被保険者に対して、虚偽のことを告げ、または保険契約の契約条項のうち契約者または被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為
- ② 重要な事項について虚偽のことを告げるよう勧める行為
契約者または被保険者が保険会社に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為
- ③ 告知義務違反を勧める行為
契約者または被保険者が保険会社に対して重要な事実を告げるのを妨げ、または告げないことを勧める行為
- ④ 不適切な乗換募集
契約者または被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、すでに成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申し込みをさせ、または新たな保険契約の申し込みをさせてすでに成立している保険契約を消滅させる行為
- ⑤ 特別の利益の提供
契約者または被保険者に対して保険料の割り引き、割り戻しその他特別の利益の提供を約し、または提供する行為
- ⑥ 誤解させる恐れのある表示・説明
契約者、被保険者または不特定の者に対して、契約内容について他の保険契約と比較した事項であって誤解させる恐れのあるものを告げ、または表示する行為
- ⑦ 断定的な予想配当等の表示・説明
契約者、被保険者または不特定の者に対して、将来における契約者配当、社員に対する剰余金の分配、その他将来における金額が不確実な事項について断定的な判断を示し、または確実であると誤解させる恐れのあることを告げ、もしくは表示する行為
- ⑧ 特定関係者を通じた特別利益の約束・提供による保険募集
保険会社の特定関係者が特別の利益の提供などを行っているとして知りながら、保険契約の申し込みをさせる行為